

○土地改良事業等請負工事積算基準（施設機械）の制定について（平成12年3月24日付け12構改D第238号構造改善局長通知）一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後 令和6年5月1日から適用	現行
別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)	別紙 土地改良事業等請負工事積算基準(施設機械)
第1～第2 [略]	第1～第2 [略]
第3 施設機械設備工事	第3 施設機械設備工事
1 [略]	1 [略]
2 請負工事費の費目	2 請負工事費の費目
2-1 [略]	2-1 [略]
2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。	2-2 据付工事原価 据付工事原価の費目は次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接工事費	(2) 間接工事費
ア [略]	ア [略]
イ 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。	イ 現場管理費 工事を施工するに当り、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の費用である。
(ア)～(セ) [略]	(ア)～(セ) [略]
(ソ) <u>公共工事機械設備労務者賃金実態調査に要する費用</u>	<u>[新設]</u>
<u>(タ)</u> 雑費	<u>(ソ)</u> 雑費
(ア) から <u>(ソ)</u> までに属さない諸費用。	(ア) から <u>(セ)</u> までに属さない諸費用。
ウ [略]	ウ [略]
2-3～2-5 [略]	2-3～2-5 [略]
3 請負工事費の積算	3 請負工事費の積算
3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。	3-1 製作工事原価 工場製作にかかる各費目の積算は次のとおりとする。
(1) [略]	(1) [略]
(2) 間接製作費	(2) 間接製作費
ア 間接労務費	ア 間接労務費
(ア) [略]	(ア) [略]

(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費 （「3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表」のとおり。）とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

イ 工場管理費

(ア) [略]

(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額 （「3-9 間接労務費、工場管理費の費目別対象表」のとおり。）とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として工種区分毎の率を適用するものとする。

(オ) [略]

3-2 据付工事原価

(1) [略]

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

(ア) [略]

(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額 （「3-10 共通仮設費、現場管理費の費目別対象表」のとおり。）とする。

(ウ)～(カ) [略]

(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.2</u>	[略]

(イ) 間接労務費対象額は、直接製作費中の労務費とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の間接労務費率は、原則として 各工種区分毎の率を適用するものとする。

イ 工場管理費

(ア) [略]

(イ) 工場管理費対象額は、「純製作費」から「材料費」「機器単体費」を除いた額とする。

(ウ) [略]

(エ) 複数工種を一括発注する場合の工場管理費率は、原則として 各工種区分毎の率を適用するものとする。

(オ) [略]

3-2 据付工事原価

(1) [略]

(2) 間接工事費

ア 共通仮設費

(ア) [略]

(イ) 共通仮設費対象額は、「直接工事費」「事業損失防止施設費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」「準備費に含まれる処分費」の合計額とする。

(ウ)～(カ) [略]

(キ) 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正

a 次表の適用条件に該当する場合、施工地域を考慮した共通仮設費率の補正は、表-3・5の共通仮設費率に次表の補正係数を乗じるものとする。

地域補正の適用

適用条件			補正係数	適用優先
施工地域区分	工種区分	対象		
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]
中山間地域	[略]	[略]	<u>1.1</u>	[略]

改正後		令和6年5月1日から適用		現行																																																																			
(注) 1 ～(注) 2 [略]				(注) 1 ～(注) 2 [略]																																																																			
<p>(ク) 共通仮設費(率分)の計算</p> <p>共通仮設費(率分) = 対象額(P) × 共通仮設費率(K_r)</p> <p style="text-align: right;">× 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、共通仮設費率は表-3・5による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(K_r)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>				[新設]																																																																			
イ 現場管理費				イ 現場管理費																																																																			
(ア) [略]				(ア) [略]																																																																			
(イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額「(3-10 共通仮設、現場管理費の費目別対象表)のとおり。」とする。				(イ) 現場管理費対象額は、「純工事費」「(無償貸付機械等評価額+支給品費)」の合計額とする。																																																																			
(ウ) ～ (カ) [略]				(ウ) ～ (カ) [略]																																																																			
(キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正				(キ) 施工地域を考慮した現場管理費率の補正																																																																			
a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。				a 施工地域を考慮した現場管理費率の補正は、表-3・6の現場管理費率に次表の補正係数を乗じるものとする。																																																																			
(注) 1 ～(注) 2 [略]				(注) 1 ～(注) 2 [略]																																																																			
(ク) 現場管理費の計算				[新設]																																																																			
地域補正の適用		地域補正の適用		地域補正の適用																																																																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>1.1</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		適用条件			補正	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">適用条件</th> <th rowspan="2">補正</th> <th rowspan="2">適用優先</th> </tr> <tr> <th>施工地域区分</th> <th>工種区分</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般交通影響有り(1)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>一般交通影響有り(2)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>市街地(DID補正)</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>山間僻地及び離島</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>中山間地域</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>1.0</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>		適用条件			補正	適用優先	施工地域区分	工種区分	対象	一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]	一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]	市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]	山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]	中山間地域	[略]	[略]	1.0	[略]
適用条件			補正	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																					
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
中山間地域	[略]	[略]	1.1	[略]																																																																			
適用条件			補正	適用優先																																																																			
施工地域区分	工種区分	対象																																																																					
一般交通影響有り(1)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
一般交通影響有り(2)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
市街地(DID補正)	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
山間僻地及び離島	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																			
中山間地域	[略]	[略]	1.0	[略]																																																																			
<p>現場管理費 = 対象額(P) × 現場管理費率(J_o) × 施工地域を考慮した補正係数</p> <p>ただし、現場管理費率は表-3・6による。</p> <p>なお、補正係数を乗じる場合は、現場管理費率(J_o)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。</p>																																																																							
ウ [略]				ウ [略]																																																																			
3-3～3-11 [略]				3-3～3-11 [略]																																																																			

改正後	令和6年5月1日から適用	現行
<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p><u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p><u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。</p> <p><u>なお、対象額については、「3-5 間接工事費の費目別対象表」によるものとする。</u></p> <p>表-5.1 ~ 表-5.3 [略]</p> <p>3-3 ~ 3-5 [略]</p>	<p>第5 電気通信設備工事</p> <p>1 ~ 2 [略]</p> <p>3 請負工事費の積算</p> <p>3-1 [略]</p> <p>3-2 据付工事価格 据付工事にかかる各費目の積算は、次のとおりとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>ア 共通仮設費</p> <p>(ア) 共通仮設費は、土地改良事業等請負工事の価格積算要綱(昭和52年2月14日付け52構改D第24号農林水産事務次官依命通知)、土地改良工事等請負工事積算基準(平成5年2月22日付け5構改D第49号農村振興局長通知)(以下「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」という。)の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p>(イ) [略]</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>現場管理費は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」の「その他土木工事(1)」を適用する。</p> <p>ウ [略]</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、「土地改良事業等請負工事の価格積算要綱・同積算基準」による。</p> <p>表-5.1 ~ 表-5.3 [略]</p> <p>3-3 ~ 3-5 [略]</p>	

○工事における現場環境改善費の積算要領について（令和2年4月1日付け元農振第3705号農林水産省農村振興局整備部設計課長通知） 一部改正新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後 令和6年5月1日から適用	現 行																
<p>別紙 工事における現場環境改善費の積算要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 積算方法 (1) [略]</p> <p>(2) 積算方法 ア 算出方法は以下のとおりとする。 算出式 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = \underline{203.6} \cdot Pi^{-0.3077}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;"><u>0.43</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～オ [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 適用 本通知は、令和<u>6年</u>4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{203.6} \cdot Pi^{-0.3077}$	5億円を超える場合	<u>0.43</u>	<p>別紙 工事における現場環境改善費の積算要領</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 積算方法 (1) [略]</p> <p>(2) 積算方法 ア 算出方法は以下のとおりとする。 算出式 $K = i \cdot Pi + \alpha$ ただし、K：現場環境改善費（単位：円、1,000 円未満切り捨て） i：現場環境改善費率（単位：%、小数第3位四捨五入2位止め） Pi：対象額（直接工事費「処分費等を除く」＋支給品費＋官貸額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000 円未満切り捨て）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象額：Pi</th> <th style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額</td> <td style="text-align: center;">5億円以下の場合</td> <td style="text-align: center;">$i = \underline{261.7} \cdot Pi^{-0.3279}$</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5億円を超える場合</td> <td style="text-align: center;"><u>0.37</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>イ～オ [略]</p> <p>5～6 [略]</p> <p>7 適用 本通知は、令和<u>5年</u>4月1日以降に契約を締結する工事から適用する。</p>	対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)	直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{261.7} \cdot Pi^{-0.3279}$	5億円を超える場合	<u>0.37</u>
対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)															
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{203.6} \cdot Pi^{-0.3077}$															
	5億円を超える場合	<u>0.43</u>															
対象額：Pi		現場環境改善費率：i (%)															
直接工事費 (処分費等を除く) ＋ 支給品費 ＋ 官貸額	5億円以下の場合	$i = \underline{261.7} \cdot Pi^{-0.3279}$															
	5億円を超える場合	<u>0.37</u>															